

庁議付議事案書

開催・令和7年2月5日

|  |                             |    |  |
|--|-----------------------------|----|--|
| 所管部課   | 子ども未来部 保育課                  | 部長 | 志村 明子  |
| 件 名  | 令和7年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱について |    |  |
|  |                             | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 審議事項 <input type="checkbox"/> ○ 2 報告事項 |
| 関係事項   | 条例規則                        |    |  |
| 事項   | 部課機関                        |    |  |
| <p>1. 要旨</p> <p>子ども未来部保育課の所管する単年度要綱の制定について、以下のとおり報告する。</p> <p>本要綱は、令和6年度に単年度要綱として制定されたものであり、年度等を改めるものである。</p> <p>(1) 制定する要綱 1件<br/>令和7年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>(2) 改正の主な内容<br/>① 年度の更新<br/>② 利用料減額申請に係る電子申請について文言の追加</p> <p>(3) 施行日<br/>令和7年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果<br/>子どもが病気の際、保護者が就労している等の理由により、自宅での保育が困難な場合に病児・病後児保育室が一時的に預かることで、子どもの健全育成と子育て支援の充実を図る。</p> |                             |    |  |
| 2. 経過(現時点に至るまでの経過)   |                             |    |  |
| <p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>病児・病後児保育事業については、事務の性質上、要綱の施行日以前に準備行為が必要であり、実施要綱の附則の中で準備行為について定めている。3月に入って準備行為を行わなければならないため、実施要綱を制定し、円滑に事務を進めたい。</p>  |                             |    |  |
| <p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議における報告後、速やかに制定事務を進めたい。</p>  |                             |    |  |
| 5. 審議結果  |                             |    |  |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。